

東日本大震災の被災企業を対象とした上場廃止基準の特例措置の制定に係る  
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	.....	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	.....	3

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(東日本大震災に伴う本則市場及び J A S D A Q の上場廃止基準の特例) 第 712 条 (略) <u>2 東日本大震災に起因する損害が発生し、第 40 2 条第 2 号 a の規定に基づきその内容を開示した上場会社の発行する上場株券等のうち施行規則で定めるものについての第 601 条第 1 項、第 604 条の 2 第 1 項及び第 604 条の 4 第 1 項の規定の適用については、施行規則で定める時までの間、第 601 条第 1 項第 2 号 b 中「5 億円」とあるのは「3 億円」と、同項第 4 号 a 中「10 億円」とあるのは「6 億円」と、第 604 条の 2 第 1 項第 3 号中「2 億 5,000 万円」とあるのは「1 億 5,000 万円」と、第 604 条の 4 第 1 項第 2 号中「2 億 5,000 万円」とあるのは「1 億 5,000 万円」とする。</u>	(東日本大震災に伴う本則市場及び J A S D A Q の上場廃止基準の特例) 第 712 条 (略) (新設)
(東日本大震災に伴うマザーズの上場廃止基準の特例) 第 713 条 (略) <u>2 東日本大震災に起因する損害が発生し、第 40 2 条第 2 号 a の規定に基づきその内容を開示した上場会社の発行する上場株券等のうち施行規則で定めるものについての第 603 条第 1 項の規定の適用については、施行規則で定める時までの間、同項第 2 号 b 中「5 億円」とあるのは「3 億円」と、「2 億 5,000 万円」とあるのは「1 億 5,000 万円」と、同項第 5 号 a 中「10 億円」とあるのは「6 億円」と、「5 億円」とあるのは「3 億円」とする。</u>	(東日本大震災に伴うマザーズの上場廃止基準の特例) 第 713 条 (略) (新設)
付 則	

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年7月15日において株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）の本則市場（大証に上場する株券等に係る市場のうち大証JASDAQを除いた市場をいう。）に上場していた株券等のうち、当取引所に上場していなかつた株券等（同年7月17日以後に当取引所に市場第一部銘柄の指定を受けた株券等を除く。）に対する改正後の第712条第2項の規定の適用については、同年7月16日から起算して3年以内に終了する上場会社の事業年度の末日までの間は、「3億円」とあるのは「1億5,000万円」と、同年7月16日から起算して3年を経過する日が属する月の前月までの間は、「6億円」とあるのは「3億円」とする。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)</p> <p>第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 規程第712条第2項及び規程第713条第2項</u></p> <p>(東日本大震災に伴う上場廃止基準の特例の取扱い)</p> <p>第723条 第601条第4項（第603条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、規程第712条<u>第1項</u>又は規程第713条<u>第1項</u>の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、第601条第4項中「規程第601条第1項第5号」とあるのは「規程第712条<u>第1項</u>又は規程第713条<u>第1項</u>において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号」と、同項第3号中「1年」とあるのは「2年」と読み替える。</p> <p>2 規程第712条<u>第1項</u>又は規程第713条<u>第1項</u>の規定の適用を受ける上場会社についての第605条の規定の適用については、同条第1項第7号中「規程第601条第1項第5号（規程第602条第1項第1号<u>同条第2項第3号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）」とあるのは「規程第712条又は規程第713条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号若しくは規程第603条第1項第3号又は同項第4号」とする。</u></p>	<p>(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)</p> <p>第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(東日本大震災に伴う上場廃止基準の特例の取扱い)</p> <p>第723条 第601条第4項（第603条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、規程第712条又は規程第713条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、第601条第4項中「規程第601条第1項第5号」とあるのは「規程第712条又は規程第713条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号又は規程第603条第1項第3号」と、同項第3号中「1年」とあるのは「2年」と読み替える。</p> <p>2 規程第712条又は規程第713条の規定の適用を受ける上場会社についての第605条の規定の適用については、同条第1項第7号中「規程第601条第1項第5号（規程第602条第1項第1号<u>又は同条第2項第3号による場合を含む。）又は規程第603条第1項第3号若しくは第4号（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）」とあるのは「規程第712条又は規程第713条において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号若しくは規程第603条第1項第3号又は同項第4号」とする。</u></p>

は規程第713条第1項において読み替えて適用する規程第601条第1項第5号若しくは規程第603条第1項第3号又は同項第4号」とする。

3 規程第712条第2項に規定する施行規則

で定めるものとは、次の各号に掲げる株券等をいう。

(1) 規程第601条第1項第2号bに規定する流通株式の時価総額が平成25年12月末日までに到来する上場会社の直前事業年度の末日において5億円未満又は同項第4号aに規定する時価総額が同年10月、11月若しくは12月において10億円未満である本則市場の上場内国株券等

(2) 規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号において読み替えて適用する規程第601条第1項第2号bに規定する流通株式の時価総額が平成25年12月末日までに到来する上場会社の直前事業年度の末日において2億5,000万円未満であるJASDAQの上場内国株券

4 規程第712条第2項に規定する施行規則

で定める時とは、次の各号に掲げる株券等の区分に従い、当該各号に定める時をいう。

(1) 前項第1号に掲げる株券等  
規程第601条第1項第4号aに規定する時価総額が12か月間継続して10億円以上となり、かつ、当該12か月間のうちに到来する上場会社の事業年度の末日において、同項第2号bに規定する流通株式の時価総額が5億円以上となってから4か月が経過した時

(2) 前項第2号に掲げる株券  
規程第604条の2第1項第3号又は規程第604条の4第1項第2号において読

(新設)

(新設)

	み替えて適用する規程第 601 条第 1 項第 2 号 b に規定する流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において 2 億 5, 000 万円以上となってから 4 か月が経過した時
5	規程第 713 条第 2 項に規定する施行規則で定めるものとは、規程第 603 条第 1 項第 2 号 b に規定する流通株式の時価総額が平成 25 年 12 月末日までに到来する上場会社の直前事業年度の末日において 2 億 5, 000 万円未満又は同項第 5 号 a に規定する時価総額が、同年 10 月、 11 月若しくは 12 月において 5 億円未満である株券等をいう。
6	規程第 713 条第 2 項に規定する施行規則で定める時とは、規程第 603 条第 1 項第 5 号 a に規定する時価総額が 12 か月間継続して 10 億円以上（上場後 10 年間においては、 5 億円以上）となり、かつ、当該 12 か月間のうちに到来する上場会社の事業年度の末日において、同項第 2 号 b に規定する流通株式の時価総額が 5 億円以上（上場後 10 年間においては、 2 億 5, 000 万円以上）となってから 4 か月が経過した時をいう。
7	規程第 712 条第 2 項又は規程第 713 条第 2 項の規定の適用を受ける上場株券等についての第 605 条の規定の適用については、同条第 1 項第 3 号中「5 億円」とあるのは「3 億円」と、「2 億 5, 000 万円」とあるのは「1 億 5, 000 万円」と、同項第 6 号中「規程第 601 条第 1 項第 4 号 a 若しくは b （規程第 602 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 3 号による場合を含む。）又は規程第 603 条第 1 項第 5 号 a 若しくは b （規程第 604 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 4 号による場合を含む。）」とあるのは「規程第 712 条第 2 項の規定により読み替えて適用する規程第 601

条第1項第4号a又は規程第713条第2項の規定により読み替えて適用する規程第603条第1項第5号a」とする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年7月15日において株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）の本則市場（大証に上場する株券等に係る市場のうち大証JASDAQを除いた市場をいう。）に上場していた株券等のうち、当取引所に上場していなかった株券等（同年7月17日以後に当取引所に市場第一部銘柄の指定を受けた株券等を除く。）に対する改正後の第723条第3項第1号の規定の適用については、「5億円」とあるのは「2億5,000万円」と、「10億円」とあるのは「5億円」とする。